

「定額給付金」「子育て応援特別手当」の申請手続きはお済みですか？

申請期限が迫っています!! 10月1日(木)まで

申請の受け付けは10月1日をもって終了します。申請がまだお済みでない人は至急、申請手続きを行なってください。申請期限を過ぎると給付対象者であっても給付できなくなりますので、ご注意ください。

定額給付金

○給付対象者

平成21年2月1日現在でいずれかに該当する人
①住民基本台帳に記録されている人
②外国人登録原票に記録されている人
※不法滞在者および短期滞在者は対象外です。

○申請・受給

・世帯主が、世帯員全員の分を申請・受給します。
・外国人の場合は、各個人が申請・受給します。

○給付額

区 分	生 年 月 日	金額(1人あたり)
65歳以上および18歳以下の人	・昭和19年2月2日以前に出生された人 ・平成2年2月2日以降に出生された人	20,000円
65歳未満、19歳以上の方	上記以外の人	12,000円

※世帯主(外国人登録原票に登録されている人は個人)の人で申請書が届いてない場合、または不明な点などがあればお問い合わせください。

子育て応援特別手当

○給付対象となる子ども

同一世帯で18歳以下の子ども(平成2年4月2日以降に生まれた子)から、年齢順に第1子・第2子と数えた時に第2子以降となる子で、平成14年4月2日～平成17年4月1日までの間に生まれた子ども。

21年2月1日現在で住民基本台帳に記録されている人、および外国人登録原票に登録されている人(不法滞在者および短期滞在者は対象外になります)。

○給付額

・対象となる子ども1人あたり36,000円

※世帯主の人で申請書が届いてない場合、または不明な点などがあればお問い合わせください。

○給付対象者

支給対象になる子どものいる世帯の世帯主で、平成

問い合わせ先 「定額給付金」 総務課(合志庁舎) ☎248-1112
「子育て応援特別手当」 子育て支援課(西合志庁舎) ☎242-1159

公的年金からの市県民税の特別徴収が 10月支給分から始まります

10月から市県民税の公的年金からの特別徴収制度が導入され、現在、納付書や口座振替で納めている市県民税が年金から天引きされます。

①特別徴収の対象者は次のとおりです。

・市県民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金の支払いを受けた人
・当該年度の4月1日に65歳以上の人
・介護保険料が年金から天引きされている人
※ただし、次のような人は特別徴収の対象から除外されます。

・公的年金の年額が18万円未満の人
・特別徴収税額が公的年金の年額を超える人
・介護保険料が年金から天引きされていない人

②特別徴収する税額は、公的年金などに係る所得割額および均等割額であり、給与所得など

に係る所得割額などは別にお支払いいただくこととなります。

③対象となる年金の種類は、老齢基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金などです。

※この制度の導入にあわせ、64歳以下で公的年金を受給している人の公的年金分の市県民税については、普通徴収(口座振替または納付書で納めること)になりました。これまで市県民税が給料から天引きされていた人も、公的年金分に対する市県民税は普通徴収で納めていただくこととなります。

問い合わせ先

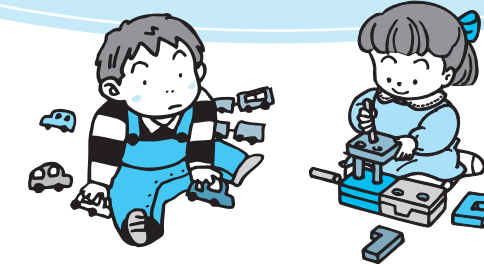
税務課(合志庁舎) ☎248-1114

子育て応援特別手当(平成21年度版)

子育て応援特別手当を受けるためには
申請が必要です!

申請書の発送は12月中旬以降の予定です

問い合わせ先 子育て支援課(西合志庁舎) ☎242-1159



目 的

子育て応援特別手当(平成21年度版)は、4月10日に決定された国の「経済危機対策」のひとつです。

厳しい経済情勢のなかで、幼児教育期の負担に配慮するため、平成21年度に限り幼児教育期の子ども1人あたり36,000円を支給します。

対象となる子ども

平成21年度において小学校就学前3年間に該当する子ども(具体的には、生年月日が平成15年4月2日から平成18年4月1日までの子ども)が対象となります。

※今回は同居している第1子からになります。

手当の額

対象となる子ども1人あたり36,000円を同居している世帯主に支給します。

手当の支給は、1回払いとなります。

申請の手続き

手当の受給には、対象となる子どもと同居している世帯主が申請を行なっていただくことが必要です。10月1日にお住まいの市町村で受け付けます。

手当の受け取りは原則として、口座振込となります。

手当の申請の受付開始日は、12月中旬以降の予定です。該当する世帯には、市から申請書を送ります。

DV被害者の人へ

DV被害者が警察署などに相談した上で、市に支援措置の実施を申し出ることにより、配偶者などによる住民基本台帳の閲覧や住民票の写しの交付などについて制限を設けることが可能です。

今回の子育て応援特別手当も、10月1日時点の住民登録に基づいて支給することを原則としていますので、現在住んでいる所と住民登録が異なる場合は、速やかに住民登録の届け出を行なってください。

なお、いろいろな事情で、どうしても住民登録ができない人は、10月1日から10月30日までに「事前申請書」を現在住んでいる市町村に提出してください。

Q&A

Q. 手当の支給先は誰になりますか？

A. 前回の子育て応援特別手当と同じように、今回も支給対象となる子どもと同居している世帯主に対して支給します。
なお、同居する世帯員は、世帯主の代理人となることが可能です。

Q. 受け付けはいつからですか？

A. 申請書の発送は、国の基準により12月11日以降になります。発送時期は12月中旬以降を予定しており、受け付けはその後になります。